

第7 母子家庭および父子家庭の自立支援

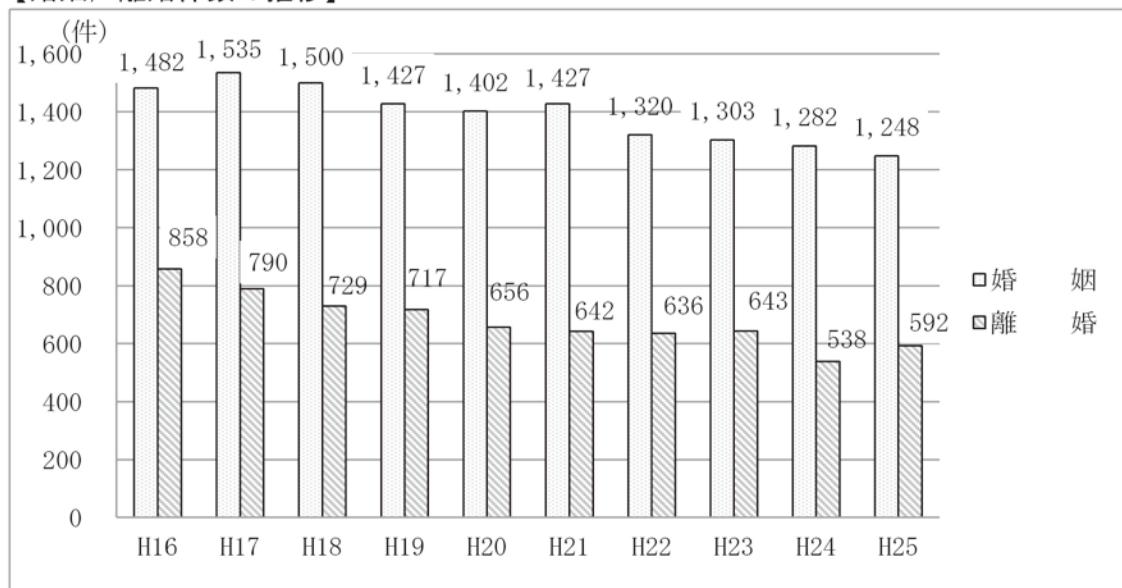
1 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

母子家庭等については、子育てをしながらの就労などの理由により、経済的自立が難しい状況にあるなかで、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、的確な情報提供はもとより、相談体制を整備し、総合的な対策を適切に実施していくことが求められています。

函館市の保健指標によると、婚姻、離婚件数の推移は次のとおりとなって います。

第
7

【婚姻、離婚件数の推移】



(函館市保健所：保健所事業概要)

この結果を見ると、近年、婚姻・離婚件数ともにおおむね減少傾向にあるものの、離婚件数については、毎年、婚姻数の半数近くとなっており、今後とも、母子家庭等への自立支援を図っていく必要があります。

(1) 子育て・生活支援の充実

【現状と課題】

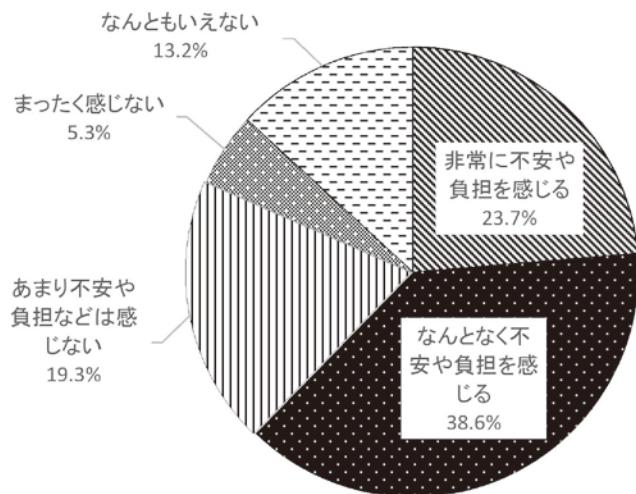
母子家庭等については、子育てや生活支援の充実が必要であるため、保育所への優先入所や市営住宅への優先入居、保護者の病気時や急な残業時などに対応した子育て支援短期利用事業、トワイライトステイ事業を実施しているほか、母子生活支援施設や小規模分園型母子生活支援施設での生活支援など、母子の生活環境の改善を図り、その自立を支援しています。

また、母子・父子福祉センターでは、母子家庭等を対象に、生きがいを深め、健康で明るい生活を送るための趣味・教養教室を開催しています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、母子・父子・寡婦家庭の「子育てに関して不安や負担などを感じますか」の回答は、次のとおりとなっています。

【子育てに関して不安や負担などを感じますか】

《母子・父子・寡婦家庭》



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、無回答を除いた回答者のうち約60%が「非常に不安や負担を感じる」または「何となく不安や負担を感じる」と回答しています。

母子家庭等については、母親等の収入状況が自立に影響するため、就業、求職活動、職業訓練等を行う際に、保育サービスなどについて、きめ細かな支援が必要です。

【施策の方向】

母子家庭等の保育に関するニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図るとともに、母子生活支援施設、小規模分園型母子生活支援施設での生活支援や就業支援、育児相談、教育相談などを通じて、自立を促進していきます。

《個別事業》**■ 母子家庭等の保育所優先入所 [子ども未来部子ども企画課]**

母子世帯や父子世帯を対象に、認可保育所の優先入所を行っています。

■ 母子生活支援施設 [子ども未来部子育て支援課]

住居を提供するだけでなく、生活支援、就業支援、育児相談、教育相談などを通じて、自立を支援していきます。

【施設数等】平成25年度：2か所、40世帯 → 平成31年度：2か所、40世帯

■ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設**[子ども未来部子育て支援課]**

母子生活支援施設入所に係わる課題をほぼ解決している母子家庭について、民間住宅等を活用して、本体施設と連携を図りながら、生活指導や相談の支援を行い、その自立を重点的に支援していきます。

【施設数等】平成25年度：1か所、6世帯 → 平成31年度：1か所、6世帯

■ 母子・父子福祉センターでの趣味・教養教室 [子ども未来部子育て支援課]

母子・父子・寡婦を対象として、趣味や教養、スポーツ・レクリエーションを通じて生きがいを深め、健康で明るい生活を送るための各種教室等を開催しており、今後も継続していきます。

【教室内容】 料理、フラダンス、歌謡教室

■ 親子での各種体験型教室（事業）の参加促進 [子ども未来部子育て支援課]

親子で参加できる各種の体験型教室（事業）等の情報収集を行い、その周知・広報に努め、親子での参加促進を図ります。

■ ひとり親家庭等奉仕員派遣事業 [子ども未来部子育て支援課]（再掲、36頁）**■ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）**

[子ども未来部子育て支援課]（再掲、41頁）

■ トワイライトステイ事業 [子ども未来部子育て支援課]（再掲、42頁）

■ 市営住宅への母子家庭等の優先入居 [都市建設部住宅課]

高齢者、障がい者、母子世帯、低所得者を対象に、市営住宅の優先入居を行っています。

(2) 就業支援の充実

【現状と課題】

母子家庭等については、母親等の就業による収入によって自立を促進することが重要ですが、厳しい雇用情勢のなかで、とりわけ母親の就業環境は、大変厳しい状況にあります。

より良い就業に向けた能力の開発を支援するため、母子・父子福祉センターでの技能習得事業や資格取得のための教育訓練講座の受講料の一部などを支給する「母子家庭等自立支援給付金支給事業」に取り組んでいるほか、母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、一貫した就業支援サービスの提供に努めています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、「現在の悩みは何か」、「現在仕事についていない理由は何ですか」、「今後仕事をする予定ですか」、「仕事を探すときの難しさは何ですか」の回答は、次のとおりとなっています。

【現在の悩みは何か】

《母子・父子・寡婦家庭》

区分	人数	比率
住居	42	15.6%
仕事	72	26.8%
家計	86	32.0%
家事	3	1.1%
健康	30	11.1%
その他	8	3.0%
特にない	23	8.5%
無回答	5	1.9%
全体	269	100.0%

【現在仕事についていない理由は何ですか】

区分	人数	比率
子どもの面倒を見るため	14	31.8%
病弱、身体的な理由	23	52.3%
親や病人の世話、看護のため	1	2.3%
仕事が見つからない	11	25.0%
家賃収入などがあり、働かなくても生活ができる	1	2.3%
親の援助で生活ができる	1	2.3%
その他	7	15.9%
無回答	1	2.3%
全体	44	

(複数回答)

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

【今後仕事をする予定ですか】

《母子・父子・寡婦家庭》

区分	人数	比率
仕事を探している	22	50.0%
仕事を探していないが、そのうち仕事に就きたい	10	22.7%
仕事に就くことは考えていない	0	0.0%
今のところわからない	10	22.7%
無回答	2	4.6%
全体	44	100.0%

【仕事を探すときの難しさは何ですか】

区分	人数	比率
資格がない	95	35.3%
給料が安い	123	45.7%
子どもの面倒を見る人がいない	97	36.1%
病気がち	32	11.9%
勤務時間が合わない	111	41.3%
自分に合う仕事が見つからない	38	14.1%
その他	36	13.4%
特にない	18	6.7%
無回答	17	6.3%
全体	269	

(複数回答)

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

これらの結果を見ると、「現在の悩みは何ですか」では、「家計」が32.0%，「仕事」が26.8%，「現在仕事についていない理由は何ですか」では、「病弱・身体的な理由」や「子どもの面倒を見るため」を除くと「仕事が見つからない」が25.0%と比較的多くなっており、就業のための資格等の取得支援や民間事業者への就業依頼などに取り組む必要があります。

【施策の方向】

各種事業の効果的な展開により、母子家庭等の母親等のスキルアップを図るとともに、民間事業者の理解と協力を得るなかで、母親等の就業に係る各種制度の周知・啓発を行ないながら、就業支援の充実に努めています。

《個別事業》

■ 母子・父子福祉センターでの技能習得事業 [子ども未来部子育て支援課]

母子家庭等の母親または父親、および寡婦を対象として、就職に有利な資格を得るための講座を開催しており、今後も継続していきます。

【教室内容】

平成25年度：エクセル（2教室）、ワード（1教室）、簿記（2教室）

→ 平成31年度：エクセル（2教室）、ワード（1教室）、簿記（2教室）

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業 [子ども未来部子育て支援課]
道と連携を図りながら、一貫した就業支援サービスを提供するとともに、地域生活や養育費に関する相談のほか、民間事業者に対する就業に係わる協力依頼など、総合的な支援について、きめ細かく取り組んでいきます。
- 母子自立支援プログラム策定事業 [子ども未来部子育て支援課]
就職や転職を希望する児童扶養手当受給者を対象に、専門の相談員が面談のうえ、本人の希望や実情に対応した自立支援計画書(プログラム)を策定して、個々に応じたきめ細かな就業支援を行います。
- 母子家庭等自立支援給付金支給事業 [子ども未来部子育て支援課]
資格取得のための指定された講座を受講する場合や、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士に加え、平成24年度から歯科衛生士、美容師など、経済的自立に有効な資格を取得する場合などに給付金を支給しています。
今後も事業の周知・啓発に努めるとともに、母子家庭等の自立を一層支援していきます。
- 子育て女性等の就職支援 [経済部労働課] (再掲、123頁)

(3) 養育費確保の促進

【現状と課題】

母子家庭等の自立はもとより、生活の安定化を図るうえで、養育費の確保は重要な問題であり、本市では、専任の相談員を配置し、相談機能の強化を図るとともに、養育費に関する情報提供の充実を図っています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、「離婚した夫(妻)からの養育費などは、現在どうなっていますか」の回答は、次のとおりとなっています。

【離婚した夫（妻）からの養育費などは、現在どうなっていますか】

『母子・父子・寡婦家庭』

区分	人数	比率
定期的に受けている	42	17.7%
不定期に受けている	5	2.1%
過去に受けていたが、現在は受けていない	38	16.0%
受けたことがない	148	62.4%
無回答	4	1.7%
全　　体	237	100.0%

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、離婚した相手からの養育費などについては、「受けたことがない」が依然として多く、62.4%に達している状況にあります。

母子家庭等においては、幼い子どもを抱えながら、臨時やパートとして就業するケースが多く、経済的自立が難しいことから、生活費等のための養育費の確保に向けた情報提供に取り組む必要があります。

【施策の方向】

国が定めた「養育費の手引き」の活用などにより、相談機能の強化を図るとともに、養育費確保に向けた情報提供に努めていきます。

『個別事業』

■ 養育費確保にかかる周知・啓発事業 [子ども未来部子育て支援課]

母子及び父子並びに寡婦福祉法では、非監護親は養育費を支払うよう努めるべきであると定められており、児童扶養手当の申請時などに、養育費の確保に関する周知・啓発を図っていきます。

(4) 経済的支援の充実

【現状と課題】

景気や雇用情勢は少しづつ持ち直してきているものの、母子家庭等を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、経済的支援策として、「遺児手当」や「ひとり親家庭医療費助成制度」のほか、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金」などに取り組んでいますが、さらなる支援策が求められています。

【施策の方向】

母子家庭等に対する経済的支援策を引き続き実施していきます。

《個別事業》**■ 児童扶養手当 [子ども未来部子育て支援課]**

ひとり親家庭等(母子および父子家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、一定の要件に該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(一定程度以上の障がいの状態にある場合は20歳未満)を養育しており、所得が一定未満の方に手当を支給しています。

■ ひとり親家庭等医療費助成制度 [子ども未来部子育て支援課]

母子または父子家庭や両親のいない家庭の20歳未満の子と、ひとり親家庭の母または父の保険診療にかかる医療費の一部を、一定の要件のもとに助成しております。今後も継続していきます。

【受給者数】 平成25年度：9,342人

■ 遺児手当 [子ども未来部子育て支援課]

父および母を失った遺児または不慮の事故、災害により父母のいずれかを失った遺児の養育者に対して、手当を支給しております。今後も継続していきます。

【対象児童数】 平成25年度：延493人

■ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 [子ども未来部子育て支援課]

母子家庭等の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るため、無利子または低利子で各種資金の貸付けを行っており、今後も継続していきます。

【貸付件数】 平成25年度：231件

■ 母子家庭等自立支援給付金支給事業

[子ども未来部子育て支援課] (再掲、141頁)

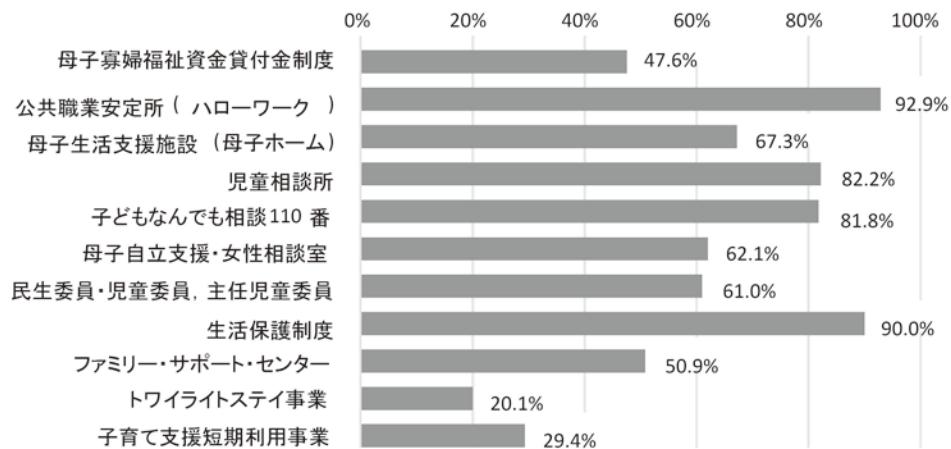
(5) 情報提供および相談体制の充実**【現状と課題】**

母子家庭等の各種相談に応じるため、母子・父子自立支援・女性相談室を設置し、専任の相談員を配置するとともに、母子家庭等の福祉の向上を図るために、各種制度や相談窓口等を紹介した「ひとり親家庭のしおり」を作成し、母子家庭等に配布しています。

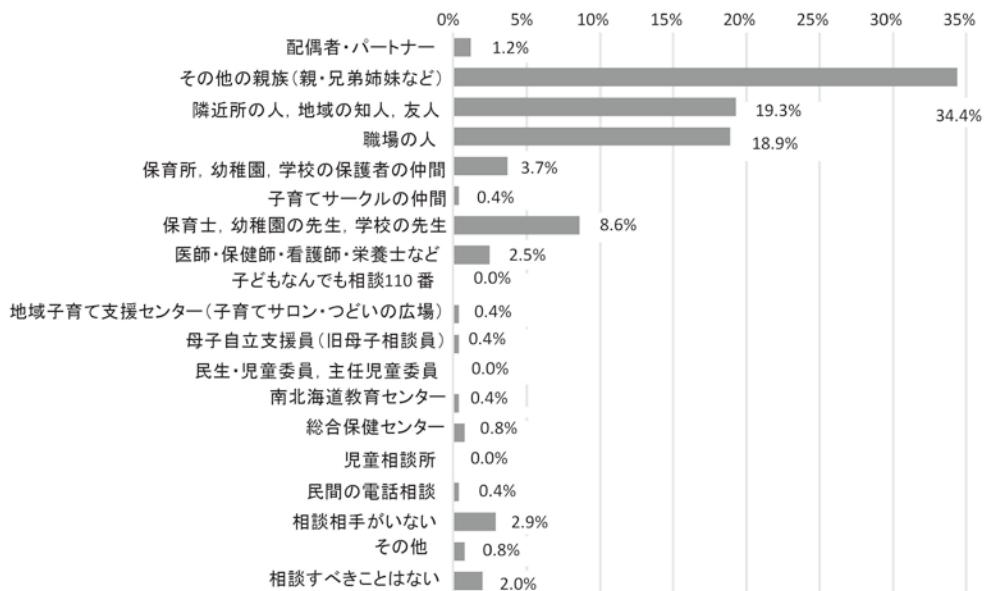
「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において母子・父子・寡婦家庭の「各種サービスの認知度」、「子育てに関する悩みなどの相談相手」の回答は、次のとおりとなっております。

【各種サービスの認知度（複数回答）】

『母子・父子・寡婦家庭』



【身近な地域で、子育てに関する悩みや不安をどなたに相談していますか（複数回答）】



（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

これらの結果を見ると、「各種サービスの認知度」については、以前と比べて、概ね高くなっているものの、トワイライトステイ事業(20.1%)や子育て支援短期利用事業(29.4%)についてはまだ認知度が低い状況にあり、子育て支援サービス等について、効果的なPRが必要です。

また、「子育てに関する悩みなどの相談相手」については、親族（親・兄弟姉妹など）（34.4%）、隣近所の人、地域の知人・友人（19.3%）、職場の人（18.9%）などが多く、相談相手がいない（2.9%）と回答した人は少ないことから、身近な人たちが相談相手になっていることが分かります。

【施策の方向】

効果的なPRの実施により、母子・父子自立支援、女性相談室の利用促進を図っていきます。

《個別事業》

■ 母子・父子自立支援・女性相談室 [子ども未来部子育て支援課]

専任の相談員を配置し、生活全般の問題について相談に応じ、その自立に必要な指導と生活資金の貸付けを行っており、今後も継続していきます。

【相談件数】 平成25年度：2,468件

■ 「ひとり親家庭のしおり」の配布 [子ども未来部子育て支援課]

母子または父子家庭を対象とした相談や手当の制度、生活資金の貸付け、仕事、子育て支援サービス等、生活に必要な情報を掲載した冊子を作成し、対象世帯に配布しており、今後も継続していきます。

【配布部数】 平成25年度：1,000部

